

越 監 公 表 第 4 号

地方自治法第199条第4項の規定により、令和4年（2022年）5月に定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和4年6月30日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 菊 地 貴 光

越谷市監査委員 細 川 威

令和4年度(2022年度) 第1回 定期監査結果報告書

1 準拠基準

越谷市監査基準

2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

3 監査の対象

以下の部局が所管する財務に関する事務（主として令和3年度分）

危機管理室

都市整備部

- ・都市計画課
- ・市街地整備課
- ・公園緑地課
- ・開発指導課
- ・建築住宅課

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。

なお、重要リスク及び監査の着眼点については、監査対象に係るリスク、内部統制の状況及び過去の監査結果を踏まえ、次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点（主なもの）
1 過大支出・過少支出が発生するリスク	(1) 旅費の支出について ア 計算は最も経済的な通常の経路により行われているか。 イ 支出目的及び履行の確認が行われているか。
2 契約書等の不備・誤りが発生するリスク	ア 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 イ 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。
3 業務の遅滞が発生するリスク	ア 納入の通知は適正に行われているか。また、納期限の設定は適切か。 イ 督促、催告及び時効中断手続は適時、かつ適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

事前に提出された資料及び関係帳票簿冊等について、証憑突合、計算突合、質問、閲覧等の手法を用いて監査を実施した。

《監査項目》

- (1) 収入事務
 - ① 調定事務
 - ② 収納事務
 - ③ 現金取扱事務
 - ④ その他の収入事務
- (2) 支出事務
 - ① 旅費の支出事務
 - ② 契約事務
 - ③ 補助金等の交付事務
 - ④ その他の支出事務
- (3) 財産管理
 - ① 物品の管理
 - ② 公有財産の管理
 - ③ 債権の管理

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査室、監査委員事務局及び対象部局執務室等

(2) 日程

令和4年(2022年)4月6日(水)から同年5月27日(金)まで

7 実施監査委員

井上 茂平 利根川 敏彦 小林 豊代子 細川 威

8 監査の結果

今回、監査を実施したところ、危機管理室及び都市整備部所管の財務に関する事務の執行は、おおむね適正と認められた。なお、一部に是正・改善を要する点(「指摘事項」、「指導事項」)が見受けられたため、以下に記載する。「指摘事項」については、関係法令等を再度確認するとともに、適切な措置を講じるよう要望する。また、「指導事項」については、監査の期間中に改善を要望し、適正に処理した旨の報告を受けている。

今後においても、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

【指摘事項】

<収入事務>

(1) 調定事務において、行政財産使用料の計算に誤りのあるものがあつた。

行政財産の使用に係る使用料については、越谷市行政財産の使用料に関する条例により、使用区分ごとに使用料の額が規定されている。

当該使用料の徴収金額を確認したところ、算定にあたり使用区分の認定に誤りがあったため過大に使用料を計算し、徴収していたものである。（公園緑地課）

【指導事項】

<収入事務>

（１）収納事務

- ① 納期限が定められていなかったもの。（危機管理室）
- ② 納期限の設定に誤りがあったもの。（危機管理室・都市計画課・市街地整備課・公園緑地課）

（２）その他（調定、収納、現金取扱事務以外）の収入事務

- ① 起案文書が作成されていなかったもの。（公園緑地課）
- ② 決裁区分に誤りがあったもの。（危機管理室・都市計画課・建築住宅課）

<支出事務>

（３）契約事務

- ① 決裁区分に誤りがあったもの。（都市計画課・公園緑地課）

<財産管理>

（４）公有財産の管理

- ① 使用許可書に記載した使用料の納期限に誤りがあったもの。（市街地整備課）